

# テューダー期財務府出納部の財務行政

— 支払い指定 (assignment) 制度を中心として —

井 内 太 郎

## はじめに

中世イングランドの国家財政の運営において、財務府 (the Exchequer) が中心的な財政部局として機能していたことはよく知られている。本稿で取り扱おうとする支払い指定 (assignment) 制度も、この財務府における現金の受領・支払い方法の一つであった。同制度は一五世紀ランカスター朝時代には財務府の主要な会計業務方法として広範に用いられ、またテューダー絶対王制期に入っても財務府の主要な会計業務方法の一つとして用いられていたのである。

ところで、従来の研究では、この制度が国家財政の運営において果たした役割については、ステイール、ディーツ、リチャードソン、エルトソンの研究に見られるように、かなり低い評価が与えられてきた<sup>(1)</sup>。一言でいえば、一五世紀ランカ

スター朝時代にこの制度が財務府の財務行政の展開上、大きな障害となり、ひいては国家財政そのものをも危機的状況に至らしめてしまったというのである<sup>(2)</sup>。しかし、このような評価はランカスター朝時代というある一定の期間のあまりに制度的な観点のみからの分析に基づいていること、しかもここでは同制度のデメリットな点ばかりが強調されてきた点に問題があると言わざるをえない。というのも、もしこのように問題の多い制度であったとするなら、なぜヨーク朝からテューダー朝前期のいわゆる絶対王制の成立過程で、エドワード四世やヘンリ七世が彼らの財政政策の中にこの支払い指定制度を積極的に取り込もうとしていたのか説明がつかないからである。

そこでまず本稿では、新たに行政史的な観点に立ちながら、あらためてランカスター期からテューダー期までの支払い指定制度の展開過程を分析してみる。そして同制度を用いるこ

とが当時の政府のどのような政策的意図に基づくものであったのか検討し、テューダー絶対王制期財務行政の特質の一端を明らかにしてみたい。

そして、もしその検討を通じて支払い指定制度に関して新たな歴史的評価が加えられたとするなら、次に検討されねばならないことは、同制度の展開が財務府の会計業務にどのような影響を及ぼしたのか、さらにテューダー期財務行政の展開の中でいったい財務府がどのような役割を果たしていたのかといった点であろう。これまでにも同時期の財政部局の性格や財務行政については、初期テューダー朝財務行政の展開の中で中心的な役割を果たすことになるチェムバー（King's Chamber）<sup>(1)</sup>、並びにそれに引き続いて一五三〇年代以降に現われてくる増収裁判所（the Court of Augmentations）を初めとする新財政部局の研究に関しては、多くの成果が得られている。中でもエルトンが提唱した「テューダー行政革命論」<sup>(2)</sup>はその後のテューダー財政史研究の在り方を方向付けたといってもよく、現在までなおも論争が継続中である。

しかしその一方で、その間に財務府が果たしてきた役割についてはそれらの研究では殆ど正面から捉えられておらず、財務府は依然として伝統的かつ非効率的な財務行政に固執していたがために衰退していたと論ぜられるに留まっているのである。第二の課題をこのように設定した理由の一つも、このような研究史上の空白部分を埋めるところにある。それはまた一五五四年の財政改革によって、テューダー絶対王制期

の財政機構が最終的に整うことになるが、その時再び財務府がその中心に据えられることになることから、このようにそこに至るまでの財務府の財務行政の在りかたを明らかにしておくことは財政史的にも重要な意味を持つと言わねばなるまい。

註(1) A. Steel, *The Receipt of the Exchequer 1377-1485* (ロンドン: Exchequer 監記), (Cambridge, 1954), pp. xxix-xxxv, 407-418; F. C. Dietz, *English Government Finance*, (Frank Cass, reprinted, 1964, First, 1921), pp. 63-4; W. C. Richardson, *Tudor Chamber Administration 1485-1547* (ロンドン: Chamber 監記), (Baton Rouge, 1952), pp. 31-3; G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government* (ロンドン: Revolution 監記), (Cambridge, 1953), pp. 20-2.

(2) A. Steel, *Exchequer*, pp. xxx, 106-7, 117, 242, 407. を参照。

(3) チェムバーのことは参考。A. P. Newton, 'The King's Chamber under the Early Tudor', *[English Historical Review]* [Review], vol. XXXII, (1917) pp. 348-72; Richardson, *Chamber*, pp. 1-304; Elton, *op. cit.*, pp. 10-65; J. F. Wolfe, *The Royal Demesne in English History*, (London, 1971), pp. 195-225.

(4) 一五三〇年代以降の財務行政の展開過程については、以下を参照。Richardson, *Chamber*, pp. 305-449; Do, *History of the Court of Augmentations*, (Baton Rouge, 1961); Elton, *op.*

cit., pp. 160-258; P. Williams, *The Tudor Regime*, (Oxford, 1979, reprint, 1981), pp. 21-80; J. D. Alsop, 'The Structure of Early Tudor Finance, c. 1509-1558', in C. Coleman & D. Starkey (eds.), *Revolution Reassessed-Revisions in the History of Tudor Government* (以下 R. R 略記), (Oxford, 1986), pp. 135-162. 栗山義信「初期テューター財務行政に関する問題」『西洋史学』四〇号、一九五八年。

- (5) Elton, *op. cit.*, 415-27. 彼の言は「行政革命」は「一五三〇年代にクロムウェルのミニマティーンのおもむく中央政府の全領域（財政組織、枢密院、議会制度、宮廷、秘書長官職等）におおむてそれほどの国王家政的（household）手段と方法が、国家官僚的（bureaucratic）な手段と方法に取って変えられた」を主張している。次のエルトン論集も参照された。
- (ed), *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (以下 *Studies* 略記) vol. I-II, (Cambridge, 1974), vol. III (Cambridge, 1983).

(6) 最近の回論争は以下を参考せよ。C. Coleman & D. Starkey (eds), *R. R. なる*。これは後述の著者のエルトン論集に採られた。また G. W. Bernard, 'Politics and Government in Tudor England', [H]istorical [J]ournal, 31-2, (1988), pp. 159-182; Elton, 'Tudor Government', *H. J.*, 31-2, (1988), pp. 425-434; Starkey, 'A Reply: Tudor Government: the Facts?', *H. J.*, 31-4, (1988), pp. 921-931.

を合わせて参照。

(7) 最近、テューダー前期財務府の実態については徐々に明らか

になりつつある。これを以下を参照。J. D. Alsop, 'The Exchequer of Receipt in the Reign of Edward VI (以下 Exchequer 略記)', (University of Cambridge, Ph. D. thesis, 1978); Do, 'The Exchequer in late medieval Government and Society (以下 Government 略記)', in J. G. Row (ed), *Aspects of Late medieval Government and Society*, (Trout, 1986). R. Schofield, 'Taxation and the political limits of the Tudor state', in C. Cross (eds), *Law and Government under the Tudors*, (Cambridge, 1988). 拙稿「エルトンと六世期財務府出納部の支拂に関する記録について（以下本文及び記録略記）」『鳥取大学教育学部研究報告（人文・社会科学）』第四〇巻（一九八九年）、近稿「テューダー前期財務府出納部の会計業務について（以下会計業務と略記）」『西洋史学』一六一号（一九九一年）。

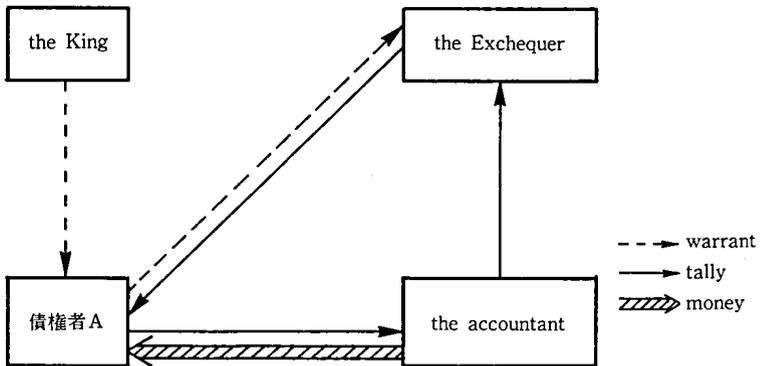
- (8) 回論争は以下を参考。Elton, *Revolution*, pp. 223-258; Do, 'The Elizabethan Exchequer: War in the Receipt', in *Studies* vol. I, pp. 355-88; Richardson, *Augmentations*, pp. 436-474; Do (ed), *The Report of the royal commission 1552* (West Virginia, 1974); Alsop, 'The Commission of 1552', *H. J.*, 22-3 (1979), pp. 511-533; Coleman, 'Accident or Accident? The Reorganization of the Exchequer c.1554-1572', in *R. R.*, pp. 163-198.

二 支払い指定制度の基本的性格

(一) 支払い指定の手続き方法

支払い指定制度とは、財務府出納部の受領・支払い手続きの一つであり、基本的に財務府出納部内での現金の受領・支払いを避けるための制度であった。たとえば国王への債権を持つAという人物が、支払い指定制度により国王から支払いを受けることになったとしよう（図表一）。その場合かれはまず、国王のもとに赴き国王から通常、国璽（Great Seal）なぐし玉璽（Privy Seal）付きの支払い令状（Warrant）を発行してもらおう。次にAはその令状を携えて財務府の大蔵卿（the Lord Treasurer of the Exchequer）の前に出頭しそれを提示する。大蔵卿はその令状を承認すると、財務府管轄下の各種予定収入の一部をAへの支払いに振り当て、その細目が財務府の正式な会計記録である三つの受領記録（the Receipt Roll）と支払い記録（the Issue Roll）に記録された。またAに対しては、その細目が記載された支払い指定割り符（a tally of assignment）が発行された。つまりここに支払い指定がなされたわけである。Aは支払い予定期日に同割り符を持って、支払い指定された収入を担当する国王収入徴収官（the accountant）のもとに直接赴く。そして、そこで割り符と引き替えに割り符上に表示された金額の支払いを受けた。一方、後日、収入徴収官が徴収金を納入し会計報

(図表一) 支払い指定制度のしくみ



告を行なうためにウエストミンスターの財務府出納部にやってきた時、支払い指定を受けた収入については、現金ではなく大量の支払い指定割り符のみを持って来たのである。

(図表-2) 財務府出納部の収入の内訳

会計年度	治世	実質収入 (A)	現金収入 (a)	支払い指定 による収入 (a')	架空ローン (B)	真のローン (C)
1377~78	Richard II	£ 199,000	81%	19%	£ 3,000	£ 9,000
1379~80	"	186,000	53	47	3,000	19,000
1384~5	"	140,000	35	65	11,000	22,000
1389~90	"	73,000	44	56	5,000	1,000
1394~5	"	122,000	60	40	200	37,000
1399~1400	"	80,000	34	66	14,000	15,000
1406~7 ※	Henry IV	61,000	34	66	3,000	21,000
1409~10	"	64,000	23	77	10,000	16,000
1414~5	Henry V	145,000	72	28	13,000	27,000
1419~20	"	126,000	63	37	2,000	4,000
1424~5	Henry VI	50,000	16	84	9,000	11,000
1429~30	"	124,000	44	56	6,000	15,000
1434~5	"	49,000	16	84	11,000	30,000
1439~40	"	88,000	32	68	12,000	15,000
1444~5	"	67,000	19	81	14,000	10,000
1449~50	"	50,000	14	86	5,000	26,000
1454~5	"	29,000	14	86	3,000	8,000
1459~60	"	17,000	18	82	400	7,000
1462~3 ※	Edward IV	60,000	5	95	5,000	15,000
1469~70	"	21,000	10	90	3,000	15,000
1474~5	"	28,000	64	36	100	13,000
1479~80	"	31,000	39	61	27	0
1482~3	Edward V	26,000	23	77	96	4,200
1484~5	Richard III	34,000	21	69	444	9,000

(1) Steel, The Receipt of the Exchequer, 1377-1485, App D より作成。

(2) 金額は100ポンド以下を四捨五入して計算し、各会計年度は Michaelmas (9月26日) 会計年度に基づく。

(3) ※は当該年度の史料がないため、便宜上、会計年度とは若干相違している。

この一連の支払い指定の手続きを見て特徴的なことは、支払い指定割り符は、債権者が支払いを受けるまで、一種の債権証書としての役割を果たしていたということである。第二に受領・支払い記録の中には、財務府での現金の受領・支払いがなされたように記録されているが、実際にはそのお金は決して財務府には返ってこなかった。第三に支払い指定制度が広範に用いられるということは、その性格上、財務府の財務行政そのものをも大きく規定せずにはおかなかったということである。（図表1-2）をご覧ください。（A）は各会計年度の実質収入額を示したものであり、（a）は（a'）はその内訳を示したものである。（a）は直接に財務府出納部に持ち込まれた現金収入、それに対して（a'）は支払い指定を受けた収入、したがって財務府の収入ではあっても、決して財務府の金庫の中には返ってこなかった収入であることを示している。同表からまず気づかれることは、十五世紀ランカスター朝時代に入ると、支払い指定収入のパーセンテージが急激に伸びているということである。この時期にイングリッドは度々、対外戦争・内乱に見舞われており、政治・経済的にきわめて不安定な状態にあったことはよく知られているが、一般に戦時においては支払い指定制度への依存度が高く、平時になると現金による支払いが盛り返してくる傾向があった。そしてこのように支払い指定収入のパーセンテージが高くなると、それだけ財務府内部の貯蔵金が減少することと意味していた。したがって、それは財務府にとってみれば、財務府自体の自由な運用資金に窮することになるため、それだけ財務府の財務行政の硬化化をもたらすのみならず、最悪の場合には国家財政そのものにも危機的な状態をもたらすことを意味していたのである。

（二） 支払い指定制度の機能的特性

では、この支払い指定制度が当時実際に会計業務方法としてどのように用いられていたのだろうか。特にこれまで、同制度のデメリットの部分ばかりが強調される傾向があったことから、当時の政策担当者にとって同制度を用いることのメリットという観点から、改めてこの問題について考えておく必要がある。ランカスター期からチューダー期にかけて支払い指定制度が用いられた事例を整理してみると、同制度の機能はおよそ以下の四つに分類できるように思われる。

まず、現金輸送に伴う様々な危険性を防ぐことができるという点である。特に遠隔地からウエストミンスターにあって財務府まで大量の現金を持ってやって来るには、当時は数日を要したために略奪等に見舞われる危険性が非常に高かった。そのため同制度はそうした危険性を避けるための安全策として、また現金の運搬に要する経費の節減策としても機能していたのである。

第二に現金の受領・支払いが現地で直接行なわれるために、結果的に財務府出納部での業務を簡素化することになった。しかも支払い指定制度が用いられる場合、債権者と収入

徴収官とが同一人物である場合が度々あり、同制度によって現地の収入徴収官の業務も簡素化された。たとえば、債権者が関税収入徴収官の場合、彼は彼自身への支払い指定額（事実上かれの業務に対する報酬）を差し引いた額を最終的に財務府に納入したのである。

第三に同制度によって財務府の手に十分に当座の現金がなく財政的に窮している時に、支払い時期を遅らせて支払いを行なうことが可能となった。たとえば、国王が借入金返済にその年に入ってくる見込みの関税収入を支払い指定し、返済に充てるという形で用いられた。特に一五世紀ランカスター朝時代には戦時財政の運営上、このような支払い指定制度を用いた国王の借入金の返済方法がたびたび用いられることとなる。

第四にある経費の支払いに対して、ある特定の經常収入をあらかじめ優先的に支払い指定しておくことによって、財政危機が生じたり、また同収入に対する支払い指定の額が過振り状態になった場合でも安定的にその経費の支払いを行なうことが可能となった。

このように支払い指定制度は様々な機能を持っていたのであり、したがって同制度の財政史上の意味を明らかにするために、まず各時代の財政運営の中で支払い指定制度がどのように運用され、また機能していたのかについて考えてみる必要がある。ジエンキンソンはすでに「一三世紀ごろから同制度が用いられていた形跡があるとするが、それが一般化し

てくるのは一四世紀半ば以降のことである。<sup>(6)</sup>そして先程も見たとおり、一五世紀に入ると同制度は財務府の主要な受領・支払い方法へと発展していくのである。そこで次に同制度をランカスター朝時代の財務行政の展開の中に位置付けながら、その財政史上の意味について考えてみたい。

註(1) 支払い指定制度の仕組みについては、以下を参照。H. Jenkinson, 'Exchequer Tallies', *Archaeologia*, vol. LXII, (1911), pp. 369-372; Steel, *Exchequer*, pp. xxix-xxxii, 6-7, 13-20, 371-83; Do, 'Distribution of Assignment in the Treasurer's Receipt Roll 1364-5', *Cambridge Historical Journal*, vol. II, (1927), pp. 178-185; Do, 'The Practice of Assignment in the Later Fourteenth Century', *E-H-R*, vol. XLIII, (1928), pp. 172-181; J. L. Kirby, 'The Issues of the Lancastrian Exchequer and Lord Cromwell's Estimates of 1433', *[Bulletin of the Institute of Historical Research]*, vol. XXIV, (1951), esp. pp. 124-5. 城戸毅「一五世紀英国の国家財政」『土地制度史学』五一一八、一九六三年。

(2) 支払い指定は、財務府管轄下の各種収入に対して行なわれたが、その多くが関税収入、なかでも羊毛税収入に対して行なわれた。Steel, *Exchequer*, p. 411.

(3) これに対して財務府出納部に直接現金が払い込まれた場合には、受領割り符 (a tally of receipt) が発行された。拙稿「受領手続き」参照。

(4) Steel, *Exchequer*, p. xxx.

(5) ジェンキンスはすでにエドワード一世（在位、一二七二—一三〇七）のころに支払い指定制度が度々用いられていたと云々。Jenkinson, 'William Cade, an Early Financier', *E.H.R.* (1913), vol. XXVIII, esp. 215-216, 218-220.

(6) スティールは同制度が制度的に整うのは、一三四九年以降のこととする。というのこの頃から、受領記録において各収入項目の右端に現金収入の場合に *Sol.*、支払い指定収入の場合には *Pro* と記入され両者が区別されるようになったからである。Steel, *Exchequer*, pp. xxxi, 374.

### 三 ランカスター期の支払い指定制度の展開

#### (一) ランカスター期国家財政の状態

ランカスター期の国家財政の状態については、すでにスティール、カービー、ウルフラの研究を通じて、それが極度に弱体化していったことが明らかにされている。<sup>(1)</sup>  
たとえば国王の封与・贈与による王領地の消散、寵臣たちへの年金供与などの宮廷の乱費<sup>(2)</sup>は一四三七—一四五〇年にピークに達したと言われている。また当時の財政収入の半分以上を占めていた関税収入も戦争による貿易の混乱等の理由から次第に減少していった。<sup>(3)</sup>しかし財政危機の最大の理由とは、浪費的な対仏戦費により国家財政が圧迫されていたことであつた。このような財政危機の拡大に直面して、国王は度々議会に対して課税協賛を求めたが、その成果は渺々しい

ものとは言えず、かえって国王はその乱費<sup>(4)</sup>を議会側から譴責されるといった有様であつたのである。このランカスター期議会の基本的な態度とは、宮廷諸経費削減への努力の確たる証拠がない限り、議会課税を承認しないということであつた。<sup>(5)</sup>そのためすでにヘンリー四世治世から、議会主導のもとに経費削減・国庫収入増加のための施策が講ぜられていたが、その柱となつていたのが一連の王領地回収法 (*Acts of Resumption*) であつた。中でも有名なのは一四五一年法である。同法によつて、四三の一般留保条項による免除規定を伴つていたものの、ヘンリー六世即位（一四二二年九月一日）以来授与されたすべての王領地・年金・諸特権が財務府に回収されることになつたのである。<sup>(6)</sup>さらに同法と連動する形で、こうして増大した国庫収入の一部を宮廷諸経費の支払いに充てる (*appropriation for the Household*) という、議会による使途規制措置もとられた。<sup>(7)</sup> ウルフによれば、王領地の回収によつて再び王領地収入が関税収入とともに国庫収入の基盤に据えられ、国庫を大いに潤すことになつたのである。<sup>(8)</sup> また、これらの政策を通じて、このころまでにすでに議会内に醸成されつゝあつた国王自活原則、すなわち「*the king should live of his own*」という原則が初めて実体を伴つたものになつていったのである。

#### (二) 支払い指定制度の展開

しかし、このような財政改革の成果も長引く浪費的な対仏

戦争による財政的圧迫によって覆い隠されてしまい、図表一  
二の(A)からも明らかなように財務府の実質収入は着実に  
減少していった。そのため政府は国内外の有力な商人・銀行  
家から多額の借入れを行ないながら戦費調達を行なってい  
くことを余儀なくされた(図表一2の(C)を参照)。そし  
てこれらへの債務返済の方法として度々用いられたのが支払  
い指定制度であり、先程の四つの機能のうち第三の機能が利  
用されることになったのである。ところがこのような支払い  
指定制度に基づく戦時財政の運営方法は、換言すれば、将来  
に多大な財政的負担を残すことで当面の窮状を凌ぐという悪  
循環を繰り返すことを意味しており、問題の根本的な解決方  
法とはなっていないかった。

しかも問題はそれに留まらなかった。というのも、いくら  
債権者がうまく支払い指定割符を獲得できたとしても、何  
らかの理由で債務者である収入徴収官にその支払い能力がな  
い場合には、その割符が不渡りになる可能性があったから  
である。そうした事態はたとえば、債権者が割符を提示し  
た時に、すでに収入徴収官が債務の支払いを完了していたり、  
また同収入に対する支払い指定が過振り状態にあった時に生  
じた。<sup>10)</sup>しかし当時、事態をより深刻にしたのは、戦争の混乱  
により貿易活動が収縮したことであった。そのために関税収  
入が予定額に達せず、同収入に対する大量の不渡り割符を  
生んでしまったのである。その場合債権者はその不渡り割符  
を再び財務府に持ち込み、同割符を廃棄した上で、新た

に支払い指定割符を発行してもらわねばならなかった。債  
権者はかれの債権の徴収を断念しない限り、この行為を繰り  
返すのである。

一方、財務府出納部でも、新たに支払い指定割符を発行  
するに際して、会計記録上に特別な措置が講ぜられた。

まず、廃棄処分になった割符に関する受領記録上の記録  
は消去されるのではなく、割符を持ち込んだ債権者から貸  
し付け(*mutuum per falliam*)がなされたものとして、新た  
に書き替えられた。もちろん、こうした貸し付けの事実はな  
く、これは明らかに架空貸し付け(*fictitious loan*)である。<sup>11)</sup>  
したがって架空貸し付けによる収入は、図表一2の(B)の  
ように財務府の実質収入とは分けて考えられねばならない。  
一方、新たに発行された支払い指定割符についても別個  
に受領・支払い記録に記録がなされた。つまりこうして結果  
的に同一の収支項目が、二度受領・支払い記録に現われるこ  
ととなり、両会計記録はきわめて複雑なものとなってしまっ  
たのである。

ではなぜ財務府は、このように一見して複雑な架空貸し付  
けの手続きを好んで用いたのであるのか。その理由としては  
まず、財務府が債権者に対してなお債務を残していることを  
何らかの形で記録として残しておく必要があったことが考え  
られる。また同措置によって、大量の不渡り割符が生じた  
場合に、いちいち受領記録の合計金額を訂正するという煩雑  
な業務を回避することができたことも挙げられるであろう。

しかし、架空貸し付けの額が増加してくると、このように合計金額を出すこと自体が無意味となり、次第にそれさえ算出されなくなった。こうして受領・支払い記録は架空貸し付けの増加によって結果的に会計記録としての重要性を減せられ、単なる割り符の記録と化していったのである。

さて、以上の事実をもとにランカスター期財務行政の中に支払い指定制度を位置付けると、およそ次のようにならう。

図表12の(C)に見られるように当時、ランカスター朝政府は実質収入の減少を補填し、また戦時財政を運営していくために多額の借り入れを行なった。そしてその返済方法として度々用いられたのが、支払い指定制度であった。しかし当時の政治的・財政的な混乱状態が支払い指定割り符の現金化を不可能とし、大量の不渡り割り符を生ぜしめてしまった。図表12の(B)によれば、一五世紀以降、架空貸し付け金額が増加していることを見て取れるが、このような不渡り割り符と連動した架空貸し付け額の増加はそのまま財務府のみならず、ランカスター朝政府の政治的・財政的脆弱さを示すものであったのである。

註(1) ランカスター期の国家財政の状態については、以下を参照。  
Steel, *Exchequer, et passim*, esp. pp. 106-107, 117, 126, 180, 224, 242. また Do, 'The Financial Background of the Wars of the Roses (以下 Background 略記)', *History*, vol. XI, (1955), pp. 18-30. は前掲書の論点を要約したものである。

J. L. Kirby, 'The Issues of the Lancelsterian Exchequer and Lord Cromwell's Estimates of 1433', *B. I. H. R.*, vol. XXIV, (1951), pp. 121-151; J. F. Wolfe, *The Royal Demesne in English History*, (London, 1971), pp. 76-142.

(2) Wolfe, *op. cit.*, pp. 117-123, 135, 141.

(3) Cf. E. Power and M. Postan (eds), *Studies in English Trade in the Fifteenth Century*, (London, rept, 1951, first, 1933), pp. 321-60.

(4) たゞとは当時財務府大蔵卿であったクロムヘル (Ralph Lord Cromwell) 註、議会から課税協賛を得る目的で一四三三年の国庫収支見積もりを作成し議会に提出している。Kirby, *op. cit.* Wolfe, *op. cit.*, pp. 89-96.

(5) Wolfe, *op. cit.*, p. 140.

(6) *Ibid.*, p. 133.

(7) 一四四九年の議会において、向う七年間に亘って、土地・関税収入・その他の各種の国庫収入項目の中から毎年一〇〇〇ポンド六シリング・ペンンスを宮廷費充当に回すことが規定された。しかし一四五四年にはその充当額は一〇〇〇マルク(約六、六六七ポンド)に減せられてゐる。Wolfe, *op. cit.*, pp. 116-117, 137-8.

(8) Wolfe, *op. cit.*, p. 179.

(9) 同原則の成立過程については *Ibid.*, pp. 40-51. を参照。

(10) Cf. G. L. Harris, 'Preference at the medieval Exchequer', *B. I. H. R.*, vol. XXX, (1957), pp. 17-40.

(11) 架空貸し付けの手續をめぐっては以下を参照。Steel, *Exche-*

quer, pp. xxxii, 407; Kirby, *op. cit.*, p. 124; Harris, 'Fictitious Loans', *Economic History Review*, 2nd ser, vol. VIII, (1955-6), pp. 187-199.

(12) これに対してハリスは、ステイルの言うように架空貸し付け額の増減をストレイトに国家財政や政治体制の不安定度を示すバロメーターと見做すことを戒めている。というのもも架空貸し付けが設定されたのは、このように財源が枯渇した場合のみならず、たとえば国王の死や収入徴収官が交替したためにその割り符が法的に無効となったり、あるいは債権者がむしろ積極的に支払い指定割り符の再発行を求めたような場合もあったからである。確かにハリスが言うように架空貸し付けが設定されるには様々な理由が考えられる。しかしランカスター期には多くの架空ローンが財源の枯渇を契機として設定されたこと、またその数値以上にそれが債権者たちの政府に対する不信感を増大させていたことは動かし難いように思われる。Harris, 'Fictitious Loan', pp. 188, 193-94, 198-9.

#### 四 ヨーク・テューダー朝前期の支払い指定制度の展開

##### (一) エドワード四世の財政政策

一四六一年にエドワード四世がヨーク朝を開祖した時、政治的にも財政的にもきわめて不安定な状態にあった。彼の政策課題とは、バラ戦争による国内の混乱を收拾し、中央集権

化を推し進めていくことであったが、そのためにはまず独自の強力かつ安定した財政的基盤を確立することが大前提であった。そうした状況下においてエドワード四世は一四六七年に庶民院において有名な演説を行なっている<sup>(1)</sup>。その中で彼は、戦争等の非常の場合(in greiv and urgent causes)を除いて臣民に財政的負担をかけることなく、議会の協賛を必要としない国王の経常的収入によって自活していくこと(To live upon hy owne)、すなわち国王自活の原則をかれの財政政策の基本理念とすることを宣言したのである。

ではこのような財政理念は彼の財政政策の中に実際にどのように具体化されていったのだろうか。まずかれの財政政策の特質を概観しながら、その中に支払い指定制度の展開を位置付けてみたい。

まず第一に彼はランカスター朝政府に引き続いて王領地回収法を制定し、さらに反体制派勢力の所領没収などの方策を講じた<sup>(2)</sup>。こうして彼は王領地を拡大し、経常収入の増加を図ることによって、国王自活の原則を可能とする財政的基盤を強化していったのである。

しかし、第二のより注目すべき方策として、このように王領地収入を経常収入の根幹に据えるとともに、その王領地経営の方法を再編成していったことを忘れてはならない。すなわち、彼はそれまで財務府が堅持していた国家財政運営のインシアティブを、新たに宮廷(the King's Household)内に位置する、したがって財務府の統制から自由な国王直轄のチ

エムバー (the King's Chamber) に移していったのである (図表-3を参照)。彼はまずそれまで財務府の管轄下にあった多くの請け負い料 (fee farm)・王領地 (国王の直管地)・没収所領をチェムバーの管轄に移した。その後さらに財務府の関税収入の一部、議会課税収入のうち俗人課税収入 (lay taxation) の大半を同管轄に移している。こうしてこれらの収入が完全に財務府の統制外に置かれたために、国王は新たに収納官 (receivers) を初めとする財務官を任命したが、彼らは同収入を財務府にではなく、チェムバーに直接納めたのである。さらにチェムバーにおける受領・会計報告・監査の諸手続きもチェムバー独自の方法に基づいて行なわれた。それは割り符制度を基礎とする財務府の煩雑で形式主義的な手続きと比べると、きわめて簡略で融通のきく方法に従っていた。つまりこのようにチェムバーを財務行政の中心に据えることよって彼は、現金を迅速かつ効率的に自分の手元に集め主体的な財政運営を行なうことが可能となったのである。また一方でこのような政策が、財務府に大きな打撃を与えたことは、(図表-2)のエドワード四世時代の財務府の実質収入の減少ひとつをとってみても明らかである。

第三にこのような財政政策の転換は、財務府の支払い指定制度の運用方法にも影響を与えずにはおかなかった。なぜならエドワード四世の財政政策とは、基本的に現金収入を増加させ、またそれを迅速かつ効率的に国王の手元に直接に徴収・保管するという、いわば現金中心主義的な財政運営にあっ

たからである。そのため以後これまでのように支払い指定制度に基づく負債の返済方法が採用されなくなっていた。(図表-二)の(B)によれば、エドワード四世時代に入ると、それと連動していた架空貸し付け額が激減していくことが、その状況をよく物語っている。しかし、それによって支払い指定制度自体が全く採用されなくなったわけではなかった。一四八二年に新たな支払い指定制度の運用に関わる注目すべき議会制定法が成立することになるのである。重要なことは同法によって、国王のハウスホールドに対して、毎年定期的な財務府から支払い指定制度に基づいて一一、〇〇〇ポンドが支払われることになった点である。この措置の狙いは、財務府の經常収入の一部をハウスホールド費として、あらかじめ優先的に支払い指定しておくことよって、ハウスホールド収入を安定的に確保するところにあった(図表-3を参照)。したがって既述の支払い指定制度の機能のうち第四の機能が採用されたことになる。

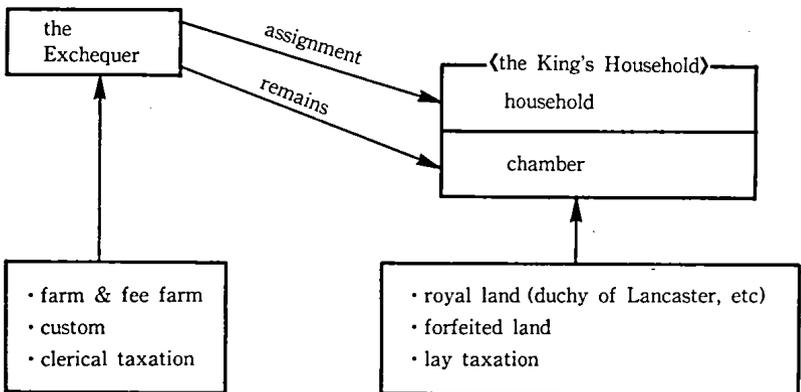
ところでこれまでの支払い指定制度の研究では、ランカスター朝期の支払い指定制度の運用方法と国家財政の危機的狀態との関連性について度々指摘されてきた。そのため同制度のデメリットの部分があまりに強調されすぎ、ヨーク朝期以降の同制度の展開については、財務府の衰退過程の中で簡単に触れられるに留まり、比較的等閑視されてきたのである。しかし実際に同制度の展開をこのようにエドワード四世の財政政策の中に位置付けてみると、彼が同制度を財務行政の運

営上有効な手段として積極的に取り込もうとしていた点をこの際に強調しておきたい。また(図表12)によれば、ヨーク朝期に入っても財務府の収入に占める支払い指定収入の割合は依然として高いが、その多くが国王のハウスホールド充当費であったこと、したがって同時期に支払い指定制度の運用方法と機能面に以前と比べて大きな変化が生じていたことも忘れてはならない事実の一つである。

## (二) ヘンリ七世の財政政策

テューダー朝時代に入ってもヘンリ七世はエドワード四世の財政政策を継承しさらにそれを強化していく。こうしてこの時期チェムバー財務行政はそのピークを迎えることになる。その間財務府から国王のハウスホールドへの支払い指定制度に基づく支払い額も増加していった。たとえば一五〇九〜一五一〇年にその額は一九、三九四ポンドに上昇しており、大納戸部 (the great wardrobe) 費も合わせて毎年二一、〇〇〇ポンド以上が宮廷<sup>(1)</sup>に対して財務府から支払い指定割り符により支払われていた。またこの時期の財務行政を構造的に捉え直してみると、宮廷内部では、国王のハウスホールドの収入は国家財政収入・支出を扱うようになったチェムバーの収入から原則的に独立しており、毎年財務府から支払われる一定の支払い指定収入で賄われていたのである(図表13を参照)。しかしこのような支払い指定制度の運用によって国王のハウスホールドの収入が安定したということは、その反

(図表-3) ヘンリ7世時代のチェムバー財務行政の展開



(1) ここに示したのは財務府とチェムバーの代表的収入のみであり、またその内訳もその時期ごとに若干相違している。

(2) 各会計年度の財務府の余剰金 (remains) も、チェムバーに払い込まれた。

面で結果的に議會制定法という形で国王がハウスホールド費を一定額に制限されることを意味していた。その意味でこの

支払い指定制度と国王のハウスホールド費との関係は、後の名譽革命期に成立する王室費（the Civil List）の淵源とも見ることができよう。<sup>12)</sup>

ところで従来のチューダー前期財政史研究を振り返って見ると、このチェムバーと財務府とは対照的に論ぜられてきた。すなわち制度的に見て、チェムバーの財務行政が効率的で融通がきき国王にとって便利であるのに対して、財務府のそれは非効率的かつ複雑で旧態依然としていたというわけである。<sup>13)</sup>それはあたかも両者が競合しており、チェムバーが時代遅れの財務府の犠牲のもとに発展していったかのような印象を与えている。こうした見解の問題点は、方法的にいつて、チューダー財務行政のある特定の段階のチェムバーと財務府を個別に取り出して、制度面のみからその相違点を指摘しようとした点にあるといえる。つまりそれだけでは、チューダー前期財務行政全体の中の両者の位置付け、またその構造的かつ動態的側面からの分析が不十分とならざるをえないのである。そうした問題を踏まえて本稿では、ランカスター朝から初期チューダー朝までの財務行政の展開を概観しつつ、支払い指定制度をチェムバーと財務府を結び連結点としながら、両者がひとつのシステムとして実際にどのように機能していたのかを検討してきた。その結果明らかになったことは、エドワード四世からヘンリー七世の治世にかけて確かに国家財政のイニシアティブはチェムバーへと移っていったが、同時に財務府は支払い指定制度を通じてチェムバー財務行政を支

えるもうひとつの歯車として積極的に取り込まれ、その中で十分に機能していたということである。

### (三) クロムエルの財政政策

このようにランカスター朝から初期チューダー朝期にかけて確かにその運用方法に変化は生じたものの、支払い指定制度自体は財政運営上の有効な受領・支払い方法として用いられていた。ところが、一五三〇年代以降、クロムエルが財政運営上のイニシアティブをとり財務行政機構の改革を断行した時、支払い指定制度の歴史も新たな段階を迎えることになる。周知のように彼が目指したものは、チューダー財務行政のイニシアティブを従来のチェムバーを中心とする宮廷統治機構（Household Government）から新たにそこから独立分化した諸財政部局へと移すことであつた。エルトンがこの一連の改革について、それによって中央行政機構において、それまでの国王家政的方法と手段が国家官僚的なそれに置き換えられ、その意味でこれを「チューダー行政革命」と評したことは良く知られている。しかしこの行政改革に目を奪われて忘れてはならないことは、クロムエルが同時に宮廷内部の諸制度の改革にも着手していたということである。たとえば彼はすでに一五三三年の段階で国王のハウスホールドの財政状態に関する報告書を作成しており、またその後も何度かそのような調査を行なっている。<sup>14)</sup>ではなぜ当時彼がこのよう

(図表-4) 王室家政の財政状態

Year	Receipt	Expenditure	Surplus	Deficit
1529-30	£ 25, 872	£ 25, 812	£ 59	—
1530-31	24, 976	24, 908	69	—
1531-32	27, 952	27, 947	5	—
1532-33	27, 434	27, 387	46	—
1533-34	24, 296	24, 223	72	—
1534-35	23, 490	23, 461	28	—
1535-36	27, 783	27, 690	92	—
1536-37	27, 672	27, 635	37	—
1537-38	22, 381	22, 339	41	—
1538-39	21, 494	23, 303	—	£ 1, 808
1539-40	34, 093	32, 993	1, 160	—

(1) Elton, Revolution, p. 400 をもとに作成。

くつかある。たとえば(図表-4)は当時の国王のハウスホルド金庫役(the Cofferer of the Household)の会計報告書をもとにその財政状態を示したものである。一見すると一五三八-一九年を除いてほぼ均衡が保たれているように見えるが、その実態はそのように安易なものではなかった。まず支出額は国王のハウスホルドを支えていた財務府の支払い指定収入額一九、三九四ポンドを遙かに超えていた事実一つをとってみてもそうである。その不足分の多くは国王の令状(special warrant)によりチェムバーの現金収入から補填されており、当時このようなハウスホルドの費用の増加がチェムバー財政を圧迫していた。クロムエルの宮廷改革の目的のひとつとは、まさにこのように増加傾向にあった宮廷の諸経費を節減するために、宮廷の人員を削減し経営を合理化するところにあった。いずれにしても当初支払い指定に関する議会制定法が目指していた国王のハウスホルドの財政的自立の理念とは裏腹に、実際にはこの頃までに国王のハウスホルドはチェムバーに財政的に大きく依存していたのである。しかし問題はそれに留まらない。そもそもこの金庫役の会計報告書に示された支払い指定収入とは、彼が受領した支払い指定割り符の記録に留まっていた。つまりその時点ではまだ現金化がなされていたわけではなく、ましてやこの史料からそれが予定期日までに全額現金化されたのかどうか知ることはできないのである。たとえば金庫役は一五一九年の段階で、すでに一、四九九ポンドの不渡り割り符を抱えてい

たことがわかつて<sup>(16)</sup>いる。また既述の一五三三年の国王のハウスホルドの財政状態に関する報告書は、同会計年度内には七、七四八ポンドつまり予定額の半分の支払い指定割り符しか受領できないだろうと見積もっている<sup>(17)</sup>。したがって実際に法定額が全額現金化されたのは、さらに後のことであつたことになる。また一五四〇年に作成された国王のハウスホルドの会計報告書の中でも同様の事態の報告がなされている<sup>(18)</sup>。このように国王のハウスホルドの財政運営上、すでに非効率的な制度となりつゝあつた支払い指定制度を合理主義者のクロムエルが見逃すはずもなかつた。彼は一五三九—四〇年に宮廷改革を断行するが、その一環として、国王のハウスホルド費支弁のために、支払い指定制度に代る新たな支払い方法を立案した。周知のように彼はその年に失脚してしまつたため、残念ながらその実現に立ち会うことはできなかったが、かれの計画は議会制定法として開花することになる<sup>(19)</sup>。同法によると、まずそれまでの財務府の支払い指定制度による国王のハウスホルド費充当が廃止され、それに代つて毎年現金で総額三〇、〇〇〇ポンドが四つの主要財政部局にそれぞれ割り当てられた<sup>(20)</sup>。そして各財政部局は毎年国王ハウスホルドの金庫役に割り当て額を直接現金で支払うことになつたのである。こうしてチューダー財務行政に占める支払い指定制度の重要性は著しく低下することになつたが、また同時にエドワード四世が先鞭を付けた中央政府の現金中心主義的な財政運営が、ここにクロムエルによつて完成されたので

ある。

註(1) [R]oitli [P]arlamentorum: the Rolls of Parliament, vol. V,

p. 572.

(2) Wolfe, *op. cit.*, pp. 142, 150-58, 164-5, 174.

(3) この時、財務府の年価値四〇シリング以上の土地 (farms and fee farms) はすべて財務府の管轄をはずれ、チェムバーの管轄に入ることになつた。Wolfe, *op. cit.*, pp. 149, 169.

(4) Power & Postan, eds. *op. cit.*, pp. 74-75; Steel, Background, p. 27. 尾野比左夫「イギリス絶対主義の成立過程」、比較書房、一九七八年、第四、六章を参照。

(5) Wolfe, *op. cit.*, pp. 170-71.

(6) 特に重要なのは、チェムバーで採用された会計申告制度 (the declaration of accounts) である。まず収納官は収入をチェムバーに納め、その年次会計報告も国王が特別に任命した監査官 (auditor) の前で口頭で報告して審理された。監査官はその監査結果を国王ないしかれの代理人に報告してその任を解かれた。重要なことは最終的にその報告書は財務府に提出・保管されたが、基本的に財務府はそれを改めて監査することを禁じられたことである。したがつてそれは財務府がチェムバーにおける財務行政に殆ど介入することができなかったことを意味しており、このように新たな簡便な会計申告制度はチューダー期に入つても有効な制度としてさらに発展し広範に用いられることになるといふ。Wolfe, *op. cit.*, pp. 173-79, 213-17; Richardson, *Chamber*, 183-5, 410-12;

Elton, *Revolution*, pp. 27-8; George, M. Dorothy, 'Notes on the Origin of the Declared Account', *E. H. R.*, vol. XXXI, (1916), pp. 41-58.

(7) ただしステイールも認めているように、このエドワード期の財務府収入の中には以下の収入が含まれていないことは、注意すべきである。まず献金 (benevolence) 国王直營の貿易収益、さらに一四七五年に締結されたピキニー条約によるフランス年金などがこの中には含まれていない。Steel, *Exchange*, pp. 311, 354; Do, Background, p. 27.

(8) *R. P.*, vol. VI, pp. 198-202.

(9) 支払指定された一〇〇〇ポンドの予定収入のうち、四、五〇〇ポンドが土地収入に対してなされ、残りの大半は関税収入に対するものであった。その関税収入のうちロンドン港の関税収入に対する支払指定は三、一二〇ポンドで最も多かった。Ibid., pp. 198-202.

(10) 初期テューダー期の支払指定制度によるハウスホルトス費支弁のための議会制定法については、以下を参照。R. P., vol. VI, pp. 299-303; Ibid., pp. 497-502; IHHenVII, c.62, in [S] *tute of [Releim]*, vol. III, pp. 627-630; IHHenVIII, c.16, c.17 in S.R., vol. III, pp. 10-14.

(11) Alsop, *Government*, pp. 194-5.

(12) シヴナル・リストの成立過程については、ヤシタリビトを参照。W. A. Shaw, *Calendar of Treasury Books*, 1689-1692, vol. IX, part I, (London, 1931), pp. xxxviii, xlv, and passim; E. A. Retain, 'From Revenue to Civil List,

1689-1702', H. J., vol. XIII-4 (1970), pp. 571-588; 長谷田泰三「英国財政史研究」勳章書房、一九五六年、一七八-二〇八頁。拙稿「イギリス近代国家形成期における地租定型化とその意義」『史学研究』一九七号、(一九八八年)。

また、本稿では度々、国家財政という言葉を用いているが、厳密な意味ではイギリス絶対王制期の政府財政は、いまだ国家財政 Public Finance とは言えず、王室財政 Royal Finance とすべきであろう。王室の出納と国家のそれとは、その最も重要なものであった。この政府が近代国家財政としての体裁を整えていくのが、各革命期以降の状況である。

(13) Dietz, *op. cit.*, pp. 60-77; Elton, *Government*, 13, 20-30, 160-9, and passim; Newton, 'The King's Chamber under the Early Tudors', *E. H. R.*, vol. XXXII, (1917), pp. 348-72; Richardson, *Chamber*, pp. 29-79, and passim; Wolfe, *op. cit.*, pp. 143-229.

(14) [L]etters and [P]apers, *Foreign and Domestic of the Reign of Henry VIII*, vol. VI, no. 299; Ibid., vol. VII, no. 923 (xl).

(15) たゞその当時チェムベーン財務官を務めたフランソマン・テューンが、クロムウェルに宛じた書簡の中で、このハウスホルトス費の支払うためのチェムベーン財政が困難になっていることをロムウェルに訴えている。L & P., vol. VII, no. 1556; Ibid., vol. XII, part I, no. 1297; Ibid., vol. XIII, part I, no. 1288.

(16) L & P., vol. III, no. 456.

(17) Elton, *Government*, p. 407.

(18) この時(一五四〇年四月)金庫役は支払指定収入一九

三九四ポンド一六シリング四ペンスのうちまだわずかに八、〇〇〇ポンドしか受け取っていないこと、しかも残金については翌年の *Candlemas term*（一五四一年二月）まで入っていないため、この不足分については次年度以降の経費の支払いに充てることを余儀なくされることになると報告している。  
*L & P, vol. XV, no. 599.*

(19) 32 *Hen VIII c. 52*。ただし同法は残念ながら *S.R.* には収録されていない。本稿では *L & P, vol. XV, no. 498* を参照した。なお筆者は未見であるが、*Chancery, Parliament Rolls, 65/148, m. 27* にも収録されている。同法の成立過程については *Elton, Revolution, pp. 410-13* を参照。

(20) その内訳は財務府一〇、〇〇〇ポンド（後に六、〇〇〇ポンドに減額）、増収裁判所一〇、〇〇〇ポンド、ランカスター公領裁判所六、〇〇〇ポンド、初年度・十分一税裁判所四、〇〇〇ポンドであった。ただし初年度・十分一税裁判所は余剰金をすべてハウスホールドに払い込むことになっていたため、たとえば一五五二年の財政収支報告書では、同裁判所は約一九、八六四ポンドを支払っており、したがって一五五一年ミクルマス会計年度に総額四一、八七四ポンドがハウスホールドに対して支払われていた。Richardson, (ed), *The Report of the Royal Commission 1552* (West Virginia, 1974), pp. 110, 148, 158. 拙稿「支払記録」六九頁。

## 五 テューダー前期財務府出納部の会計業務

以上のように支払い指定制度の展開過程を検討してきた結果として、同制度はエドワード四世とクロムエルの時代に大きな転換点を経験したことが明らかとなった。そこで次に考えてみなければならないことは、このような支払い指定制度の運用方法ならびに財政機構全体に占める財務府の位置の変化が、財務府出納部の会計業務にどのような変化をもたらすことになったのかということであろう。

そこでまず財務府の実質収入に占める現金収入と支払い指定収入の割合の推移について見てみよう。（図表12）によれば、一五世紀のランカスター期からヨーク期にかけて財務府の実質収入に占める現金収入の割合がかなり低かったことがわかる。たとえば一三八五—一四一〇年の財務府の現金収入の年平均額は約四五、七五二ポンド（全収入の三八パーセント）であったのが、一四六〇—一四八五年には九、三五六ポンド（二八パーセント）に落ち込んでいるのである。これまでの研究でも、このような財務府収入に占める現金収入の割合の低下が、財務府の衰退の要因の一つとして考えられてきた。

しかし、その視点を少し変えて、ランカスター期とヨーク・テューダー前期を比較してみると、別の説明も可能となる。確かにヘンリ七世治世末期にはチェムバーが国庫金の殆

(図表-5) エドワード6世期財務府出納部の収入内訳 (単位; ポンド)

year	ancient revenue	taxes	total receipt	assignment	total income
H1547-M1547	23, 229	91, 374	114, 964	539	115, 503
1547-8	28, 030	31, 610	59, 639	1, 863	61, 502
1548-9	25, 411	47, 988	73, 399	2, 003	75, 402
1549-50	22, 572	41, 963	64, 535	2, 401	66, 936
1550-1	30, 711	59, 611	90, 322	2, 328	92, 650
1551-2	23, 138	46, 425	69, 563	2, 353	71, 916
1552-3	27, 847	16, 656	44, 503	2, 418	46, 921
total reign	180, 938	335, 988	516, 926	13, 904	530, 830
yearly average	26, 635	51, 577	78, 213	2, 229	80, 311
percentage	34. 1%	63. 3%	97. 4%	2. 6%	

(1) Alsop, Exchequer, p. 252 より作成。

(2) 各会計年度はミクルマス会計年度に基づく。

(図表-6) エドワード6世期各財務裁判所別の年平均収入額

Augmentations	£ 91, 788	41. 5%
Exchequer	80, 331	36. 2
First Fruits & Tenths	28, 000	12. 7
Wards and Liveries	11, 027	5. 0
Duchy of Lancaster	9, 537	4. 3
total	220, 633	99. 9

(1) 拙稿「エドワード6世時代の財政状態」p. 79 より作成。

財務府は主要財政部局として急速に復活して行くのである。<sup>(3)</sup>このような傾向は既述のように一五四〇年にクロムエルが国王ハウスホールド費の支払い方法を変更したことによってさらに加速され、ヘンリ八世治世最後の年にあたる一五四七年には財務府の現金収入額は一八一、八〇九ポンドに達していた。<sup>(4)</sup>(図表15)はエドワード六世時代の財務府出納部の収入内訳を示したものであるが、それによるとこの頃までに支払い指定収入の割合がパーセントにまで減少していたことがわかる。さらにそれを(図表12)と比較すれば、その間

どを独占しており、財務府の現金収入額も最低値に落ち込んでいた。しかし、財務府はその間も常に数千ポンドの現金収入を維持していたのである。ステイールが言うように財務府が令状や割り符の単なる清算所と化していった<sup>(2)</sup>するのは言い過ぎであろう。むしろ注目すべきことは、そのころまでに支払い指定制度の運用方法が大きく変わったために、以後、財務府の現金収入額が徐々に増加して行くことであり、ヘンリ八世時代になると

の変化の過程がより一層鮮明とならう。またこの財務府の現金収入の規模を当時の各主要財政部局の年平均均収入額と比較してみても（図表16）、財務府収入の規模は、全体の約三六パーセントと第一級の財政部局たるに十分なものと言いうるまでに回復していたのである。

一方、このような現金収入の増加に伴って、そうした事態に対応するべく一五二一—二四年に財務府出納部の会計業務の改革も行なわれた。もともと財務府出納部の会計業務については理論的には大蔵卿（the Lord Treasurer of the Exchequer）と二人の侍従（Chamberlain）が正式な責任を負っていたが、支払い指定制度の展開によって次第に財務府に現金収入が入って来なくなつたために、かれらは一五世紀半ば以降実際の業務に携わらなくなつた。そのためかれらの正式な会計報告書であつた三つの受領記録・支払い記録もその重要性を減じ、しかも現金収入が減り支払い指定収入が増加していったために両記録は単なる割り符の記録と化していった。

そのころから実際の会計業務は彼らに代わつて次第に大蔵卿補佐（Under-Treasurer）と四人の出納官（the Teller）らを中心に行なわれるようになり、こうして出納部会計業務の理論と実態が乖離し全体として複雑化していったのである。

このように実際の会計業務方法が変化し、それに加えて一六世紀に入ると再び財務府の現金収入が増加してきたために、一五一三—一四年にはこの一連の変化を追認する形で会計業務の改革が行なわれた。<sup>(6)</sup> すなわち、それによって初めて出

納官が財務府の現金収入の出納・保管に正式に責任を持ち、割り符局書記（the Writer of Tally）がそれを監査する体制が整い、会計業務の効率化が計られたのである。こうして、それまで出納官の控え記録に過ぎなかつた出納官記録（the Teller's Roll）も初めて財務府の正式な会計記録として認められ、その重要性を高めていった。そのため受領記録・支払い記録はいよいよその存在価値が希薄化し、一五一四年以降エリザベス期の一五六七年に復活するまで支払い記録の作成がなされなくなつたのである。<sup>(7)</sup>

その後一五五四年の財政改革により増収裁判所（the Court of Augmentations）と初年度・十分一税裁判所（the Court of First Fruits & Tenths）が財務府に吸収・合併される。こうして一五世紀半ば以来、再び財務府が国家財政機構の中で中心的財政部局に位置することとなり、テューダー財政機構が一連の変化の末に最終的に整うことになるのである。<sup>(8)</sup> しかし以上見てきたように、それはかつて言われたように中世の財務府の復活といつたようなものではなく、その時までに財務府の会計業務とその性格は政治・経済上の変化に対応する形で大きく変貌を遂げていたのである。またこのように財務府が中心的財政部局として復活し、国庫金の大部分を扱うようになったのを受けて、一五六三年の議会制定法によって再び支払い指定制度による国王ハウスホールド費充当が再開された。<sup>(9)</sup> この時、ハウスホールド費は四〇、〇二七ポンドに増加していたが、その後の財務府収入の中でそれは全

体の二〇パーセントを超えることは殆どなかった。<sup>(10)</sup>つまりエリザベス期に入っても財務府の収入の殆どが現金収入によって占められており、支払い指定収入がそれを上回ることはそれ以後も決してなかったのである。

註(1) Alsop, Government, p. 194.

(2) Steel, Exchequer, p. xxx.

(3) 受領記録に現われる pro (assignment) の各項目をその金額ではなく処理件数で示すと、一四世紀後半には全処理件数の八二パーセントを占めていたのが、一四八〇年代には五〇パーセント、一五〇九年には二五パーセント、一五二二年には一六パーセントと受領記録の中で pro すなわち支払い指定収入の処理を受けたものが急速に減少していることがわかる。  
Alsop, Government, pp. 194-5.

(4) Alsop, *op. cit.*, p. 194.

(5) 大蔵卿補佐については Kirby, 'The Rise of Under-treasurer of the Exchequer', *E. H. R.*, vol. LXXII (1957), pp. 666-77. を参照。

(6) 一五一四一五年の改革については以下を参照。Alsop, *op. cit.*, pp. 185-92. 拙稿『会計業務』第三章を参照。

(7) 受領記録が存続した理由としては、以下のことが考えられる。すなわち出納官記録は出納部の窓口現金出納の記録であったために、支払い指定収入のように実際には支払い指定割り符を介して現金の受領・支払いが財務府の外で行なわれ現金そのものは出納部に入っていない場合には、決してその部

分は出納官記録の中には現われてこなかった。一方、受領記録は既述のように財務府から発行されるすべての割り符の唯一の記録であり、領収割り符のみならず支払い指定割り符の記録でもあった。したがって唯一の割り符の記録として、また支払い指定収入の記録として出納官記録を補充する意味で、割り符制度が維持される限り、受領記録は存続させられたものと考えられる。拙稿『会計業務』五六一七頁。

(8) 本稿ははじめに註(8)を参照。

(9) 5 Eliz c.32 in *S. R.*, vol. IV, pp. 479-482.

(10) Dietz, 'The Exchequer in Elizabeth's Reign', *Smith College Studies in History*, vol. VIII, no. 2, (Northampton, Mass., 1923), pp. 65-118.

## むすび

最後にここまで明かとなった支払い指定制度の問題をテューダー前期財務行政の展開の中に位置付けながら、その財政史的な意義についてまとめておきたい。

支払い指定制度は確かにランカスター期からテューダー前期にかけてずっと存続していたが、その間に同制度の運用方法は大きく変化していた。そのターニング・ポイントとなったのは、エドワード四世の時代である。彼が財政政策の中で最終的に目指したものは、国王自活原則を実現することであり、より具体的にはチェムバーを中心とする財政機構を確立

し、現金中心主義的な財政運営を行なっていくことであつた。そしてかれは、そのための有効な手段の一つとして支払い指定制度を用いたのである。したがつて財務府は、その間まさにこの支払い指定制度を通じて宮廷（より厳密にはハウス・ホールド）を支える形でチェムバー財務行政の中に取り込まれており、チェムバーとともに同制度を支える財政部局として十分に機能していたのである。さらにこのような支払い指定制度の運用方法の転換が、結果的に財務府の現金収入を徐々に増加させることとなり、それが一六世紀初頭の財務府出納部の会計業務の改革を促したのである。その後クロムエルの時代に入ると、チェムバーの諸機能が独立分化して一連の新たな財政部局の成立を見るが、その間にも財務府の現金収入額はさらに増加し、会計業務の改革も引き続き行なわれた。このように従来いわれてきたように財務府は一五五四年の改革時まで旧態依然としていたり衰退していたわけではなく、財政機構上の変化にある程度まで対応する融通性を、チェムバーと伴に分ちあつていたのであり、またその間にチューダー財政機構の中で第一級の財政部局たるに十分なまでにその収入規模と機能を回復していったのである。しかしチェムバーの融通性をあまり強調しすぎると危険である。というのもチェムバーも国家財政に深く関わるようになっていくにつれて、財務府と同様に官僚制的性格をおび、それまでの国王との親密性や融通性を失っていくからである。あまり強調しすぎるとなれば、いかなる形態の財政部局であ

れ、それが国家財政に関与する限り官僚制的な性格をおびざるをえないのである。

このように見てくると、従来の「チューダー行政革命」論争の基本的なあり方自体が修正を迫られているような気がする。すなわち従来のようにチューダー財政機構の主要構成単位である財務府・宮廷・新財政部局（一五三六—四二）のあり方について、宮廷を重視する立場からその変化を過小評価したり、逆に新財政部局を重視する立場からその変化を革命的という表現をもつて論じたり、あるいはいはずれの立場に立つにせよそれらを制度的にかなり相違し競合するものとして捉える見方では、実際のチューダー財務行政の展開過程を十分に捉えきれないように思われるのである。問題はむしろチューダー財政機構の中でこれら性格の異なる財政部局がどのように有機的に結びつき、また影響を及ぼしあいながらチューダー財務行政が展開していったのかということであり、そのことは本稿で取り扱った財務府とチェムバーとの関係がよく示しているといえる。チューダー前期財務行政の展開過程とは、中央政府のイニシアティブのもとに、このように性格の異なる諸財政部局が連携を保ちつつ、効率的かつ迅速にその能力を最大限に發揮して資金徴収能力を高め、また同時に中央政府がそれら部局に対する全般的統制を強めていく過程であつたのである。

註(1) Alsop, 'The Structure of Early Tudor Finance,'

c.1509-1558', in *R. R.*, pp. 140-43; Starkey, 'Court and Government', in *R. R.*, pp. 37-46; Do, 'Intimacy and innovation: the rise of the Privy Chamber, 1485-1547', in Starkey (eds), *The English Court* (London, 1987), pp. 92-100.

(2) たとえばハリスは中世後期から近世初期かけてすでに行政機構は官僚制的性格を備えており、したがってテューダー期に入ってもその性格に際立った変化はなかったとする。またスターキーも一五三〇年代以降たしかにチェムバーの衰退はみたもののプリビ・チェムバーの発達とその機能において宮廷は衰退するどころか財務行政における重要性を維持しており、宮廷を中心とする財務行政の基本的なありかたに変わりはないとしたとする。G.L.Harriss, 'A Revolution in Tudor History?', *Past & Present*, vol. XXV(1963), pp. 24-9; Starkey, 'Court and Government', p.30; Do, 'Intimacy . . .', pp. 93-98.

(3) エルトンが一五三〇年代以降の財務行政の革新性を論じたのに対して、リチャードソンは基本的にはヘンリ七世期のチェムバー財務行政の展開こそが、この一連の政府財政機構の改革の源とし、その連続性を主張する。Richardson, *Chamber, passim*. しかしその後かれは暗にかれの前説を修正し、エルトンの結論を確認してなるヤンビーと云々。Richardson, *Augmentation*, pp. 15, 19, 25-6.

# **The Financial Administration of the Receipt of the Exchequer**

**—the analysis of the system of assignment—**

**by Taro Inai**

In the royal financial administration of medieval England, the Exchequer functioned as the main department. The system of assignment was one of the important ways to receipt and issue the money which was used in the Exchequer from mid-14th century to mid-17th century.

In former studies, the role of this system has been underestimated. It has been said that this system was the obstacle of the financial administration of the Exchequer, and it was one of the reasons why the Exchequer was on the decline from Lancastrian period to mid-Tudor period. The purpose of this article is to re-examine this estimation of this system. The author's argument is as follows;

- (1) The function of this system is divided into four types. The function was very different by each period, especially changed at York and Cromwellian period.
- (2) Through this system, the Exchequer continued to function as the main department with the king's Chamber in the financial system.
- (3) As the result, the development of this system gave the opportunity to reform the accounting system of the Exchequer to the efficient one. The Exchequer, therefore, is not always unchanged nor conservative.

The conclusion is that the Exchequer functioned as the main department in the financial system with the Chamber even in York and early Tudor period through the system of assignment. The second is it was recovering the size of the revenue enough to be the main department and efficiently changing the accounting system by the reform of 1554. Therefore, the Exchequer was not always unchanged nor conservative.